

戦後 80 周年平和祈念事業
「沖縄戦を学ぶ子どもワークショップ体験事業」委託業務に係る仕様書(企画提案用)

1 業務名 戦後 80 周年平和祈念事業「沖縄戦を学ぶ子どもワークショップ体験事業」委託業務

2 事業の目的

戦後 80 年という節目にあたり、未来を担う子どもたちが沖縄戦について学び過去から現在、そして未来について共に考える機会を創出するとともに、子どもたちが感じる平和を希求する「沖縄のこころ」をアート、音楽、舞台表現などを通して自己表現することで、次世代への平和メッセージを発信する機会とする。

また、文化的体験に触れる機会が少ない子どもたちにも参加機会を提供することで、体験格差の解消につなげることを目的とする。

3 契約期間 契約締結の日～令和8年2月 28 日

4 委託業務の内容

(1) 沖縄戦を学び次世代に継承するための学習及びワークショップの実施

県内の子どもたちを対象に、沖縄戦の実相を学ぶ機会を提供し、学習を通して平和を希求する「沖縄のこころ」の理解を深める。

また、学習した子どもたちの平和を希求する「沖縄のこころ」をアート、音楽、舞台表現等で表現するワークショップを開催する。

学習の機会やワークショップの具体的な内容を提案すること。

① 学習及びワークショップの対象者

学校、児童養護施設、子どもの居場所等の小学生、中学生、高校生

② 実施期間

令和 7 年 5 月 ～ 令和 7 年 10 月 (予定)

③ 実施回数・規模 (県内 5 圏域ごとに開催すること)

- ・ 中部、南部圏域は各 2 回以上の開催
- ・ 北部、宮古、八重山圏域は各 1 回以上の開催
- ・ 各回の参加人数は最少人数を 10 名程度とする。

(参加者の募集及び選定、参加人数については沖縄県と調整のうえ実施すること)

④ 学習及びワークショップの実施場所

県内の文化施設及び教育施設等

- ⑤ アート、音楽、舞台表現などの分野において、県内外で活躍する方をワークショップの講師として招聘する。
- ⑥ ワークショップに参加したこどもたちへアンケートを実施し、回答の集計ととりまとめを行う。

(2) ワークショップの成果発表、舞台における体験及び参加

沖縄県は本委託業務とは別に、実行委員会方式による「沖縄戦に係る舞台によるこども・若者体験事業」（以下「舞台体験事業という」）を予定している。舞台体験事業とも連携しながら、上記（1）によるワークショップ成果発表の場の機会をつくり、こどもたちに発表の機会を提供する。

また、ワークショップに参加したこどもたちへ舞台裏側の見学等、ともに創り上げる体験を提供する。

ワークショップの成果発表と舞台体験事業との具体的な連携を提案すること。

- ① 可能な限り多くのこどもたちが体験できるよう参加者数は定めないが、北部、宮古、八重山圏域からは最低6名の参加を見込み、予算の積算においては時期を8月、北部は1泊2日、宮古と八重山は2泊3日、引率者1名も含めた費用を見込むこと。
- ② 舞台体験事業に参加するこどもたちへ昼食を提供するとともに、実施期間に係るレクリエーション保険に加入すること。
- ③ 舞台体験事業に参加したこどもたちへアンケートを実施し、回答の集計ととりまとめを行うこと。
- ④ 舞台体験事業に参加したこどもたちへ活動証書を作成し配布すること。

(3) 本委託業務に係る広報

広報の具体的な内容及び効果的な周知に向けた独自の広報活動を提案すること。

新聞・テレビ・ラジオ・SNS・ウェブサイト等を活用した広報や学校や関係団体との連携による周知活動を行うこと。

(4) その他、本委託業務の事業目的に合致する自主事業を提案すること。

5 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額10,000千円（消費税込み）の範囲で見積もること。この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なる。

(2) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

- ① 直接人件費
 - (ア) 人件費
- ② 直接経費
 - (ア) 旅費
 - (イ) 食糧費
 - (ウ) 報償費（謝金等）
 - (エ) 消耗品費
 - (オ) 印刷製本費
 - (カ) 役務費
 - (キ) 通信運搬費（郵便料等）役務費
 - (ク) 使用料及び賃借料
 - (ケ) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）
- ③ 再委託費
- ④ 一般管理費（上記ア及びイの合計額の10%以内とする）
- ⑤ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

(注1) 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

(注2) この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(注3) 契約の一部を第三者に委託または請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書の中でその内容がわかるように記載すること。

(注4) 消費税は10%で計上すること。

6 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は本委託契約の履行にあたり、契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、または請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、または請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

※契約の主たる部分

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

ウ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、または請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、または請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、または請負わせるときはこの限りでない。

※その他簡易な業務

- ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- イ 原稿、データの入力及び集計
- ウ 荷物の輸送、移動
- エ 旅程等の企画検討を伴わない単純な旅行手配業務

7 業務の実施体制

- (1) 今回の委託に際して、舞台体験事業の実行委員会との連絡調整を含む本委託業務全般を総括する責任者及び担当者を配置するとともに、ワークショップのコーディネーター2名以上の担当者を割り当て、県と十分に協議を行いながら、本委託業務に係る統制及びその他事務についての遂行体制を整えること。
- (2) 事業の円滑な推進のために必要な進捗管理（スケジュール）及び役割分担等の推進体制を提示すること。

8 業務進捗状況及び打合せ

受託者は、定期的な調整会議の開催を通してこども若者政策課に対し委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。また、必要に応じ、臨時的な調整会議も行うこと。なお、開催方法については、状況に応じてオンライン方式（zoom等）としても差し支えない。

9 成果物

- (1) 報告書（A4判、カラー） 10部
※ 長期の使用に耐えうるよう製本すること。
- (2) 報告書の電子データを格納した電子媒体（CD-R等） 2部

10 その他

- (1) 本委託業務において作成されるデータ及び報告書等の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 受託者は、本委託業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた情報等については、善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。特に、個人が特定され得るものに

係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

（3）委託業務の経理

- ① 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の用途を明らかにしておくこと。
- ② 事業従事者の出勤簿、賃金台帳、名簿等の書類を整備、保管すること。
- ③ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

（4）本委託業務の執行にあたり、経費区分の変更等、契約時に提出した見積書の内容と異なる予算執行の必要が生じた場合は、事前に県の承諾を得ること。

（5）沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、または沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（6）委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。また、業務実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたときは、その額を返還すること。

（7）本仕様書に定めのない事項で、必要な業務が発生した場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。